

法人本部

概要

平成 31 年度中に就労移行支援事業からの一時撤退を成功させます。それにもなつて、就労継続支援 B 型事業からの就労支援を行うプログラムを作ります。

地域ニーズと法人の運営の安定化を図るため居住支援系サービスを開始します。

1. N a v i o けやきの事業の発展に向けた取り組み

平成 30 年度中に提案、審議された就労支援系事業の一本化計画を進めます。

就労継続支 B 型事業への一本化により、事業効率を改善し、事業全体の立て直しを図ります。

2. 相談支援事業

「指定特定相談支援事業」の現状に合わせ、運営規定を改定することで、事業の効率化を図ります。サービスの質の向上のために相談員の研修を行います。障害者の地域移行を支援する実績を重ねます。

3. 人材育成および評価

東京都よりサポートを受けたコーディネーター派遣事業を活かし、永年の課題であったキャリアパス制度を作成することができました。

平成 31 年度は、試行期間としてキャリアパスに基づいた評価、育成を始めます。評価の反映は次年度以降に行います。

4. 広報活動

継続して二つのチャンネルでの広報活動を行います。

(1) 権メールの発行 年 3 回 (2) 法人ホームページの更新、改訂

メールアドレスを変更して、利便性向上を図ります。

5. 法令順守の理解を深める

個人情報保護や虐待防止、適正な苦情対応など、利用者の権利保護に配慮した支援の在り方や、運営システムの向上に向けて所内勉強会や外部研修に取り組みます。

また、よりよい職場環境のためにハラスメントに関する学習を継続して行います。

6. 法人の中長期事業計画への取り組み

第2次中長期計画を開始します。居住系ニーズに応えるグループホーム設立と、就労支援事業の再構築、収益事業、地域貢献が柱となります。

7. 音楽会の開催

一昨年より開催した「Navio けやきの音楽会」は、平成31年1月に2回目を実施しました。

地域の音楽愛好者の方々の参加をいただき、より「Navio けやきらしさ」と「地域性」を兼ね備えたものになっています。学生、地域のボランティアの協力も仰ぎました。音楽を通して地域交流が増進するよう取り組みを継続します。

以上

Navio けやき

概要

Navio けやきは就労移行支援事業から一時撤退し、単独の継続支援 B 型事業所として改めてスタートを切ることになりました。形は変わりますが作業所時代から大切にしてきた生活支援と就労支援を 2 つの柱に、利用者が希望する生活に向かって進めるようサポートします。

職員の援助技術向上を目指して、研修等学習の機会、キャリアパス制度の導入を通し新しい体制を整えていく一年としていきます。職員が責任とやりがいを持ち業務に取り組めるよう、業務分担を整理し事務遂行力を高めていくことを目指します。

「就労支援する B 型事業所」を目指し、そのためのプログラムを再編します。就労移行支援時代の取り組み以上にさまざまなニーズが発生すると予想されます。その中で一人ひとりに合った社会とのつながりを支援するため、これまで培ってきたノウハウと資源を生かしつつ、B 型事業所ならではの就労支援の形を提示していきます。

今年度は継続支援 B 型定員 14 名、登録者 28 名（男性 21 名、女性 7 名）、就労移行支援事業定員 6 名、登録者 4 名（男性 3 名、女性 1 名）で開始します。就労移行支援事業廃止に伴い、5 月より継続支援 B 型の定員を 20 名に増員します。利用者が増えてもこれまで同様のサービスを提供するため、受託作業量の確保が課題となります。また、幅広い年齢層の利用者ニーズに対応するために、作業以外のプログラム充実も検討していきます。

新体制での事業運営に向け下記に力を入れて取り組んでいきます。

- ・ 就労支援プログラムの考案と実施
- ・ 新規利用者受け入れ（6 名予定）
- ・ 受託作業、所外作業の開拓

※職場定着支援事業

昨年度より開始した職場定着支援事業を継続します。月 1 回の職場訪問と面談を基本に、就労継続に向けた支援を実施していきます。

事業計画

1. 受託事業の作業安定化と工賃向上

(1) 作業を通じたサービスの質の向上

- ・ 利用者一人ひとりの能力・目的に応じた作業を提供
- ・ 所外作業（DM 便の仕分け・配達）への参加促進と継続のためのプログラム（見学・ミーティング）
- ・ DM 便配達作業のベテラン利用者による新人サポート体制
- ・ パソコン入力作業のマニュアルの充実と参加促進
- ・ 作業参加しやすい OJT の実施拡大
- ・ 外勤作業の提供

(2) 工賃向上

- ・ 安定した作業量・質の確保
- ・ 作業内容の整理
- ・ 所外作業への参加、受託作業とパソコン作業の受注
- ・ 顧客の拡大、外勤作業受け入れ事業所の開拓（近隣ポストへのチラシ配布、営業活動）
- ・ 今年度目標工賃 13,300 円

2. 提供サービスの質の充実

(1) 個別支援計画に基づく個別支援の充実

- ・ サービス等利用計画に基づいた個別支援計画の作成
- ・ 半年ごと、もしくは必要に応じてモニタリングを行い、利用者個々のニーズの共有を図り実現を目指すためのサービスを提供

(2) 就労プログラムの提供

- ・ 就労プログラムの考案
- ・ 職場体験実習の実施

(3) 生活を豊かにするためのプログラムの提供

- ・ スポーツ、コーラス、SST、アートなど生活の楽しみ、健康を大切にしていくプログラムの充実
- ・ ギター部、リコーダー部、ウクレレ部活動

3. 移行グループへの就労支援の実施

(1) 「移行グループ」の作成

- ・ 就労移行支援事業から就労継続支援 B 型事業に移籍する利用者を主な対象に、一定期間で就労を目指す利用者で「移行グループ」を作成

(2) 就労支援の提供

- ・ 職業評価の実施
- ・ 就労移行支援事業で実施していた就労プログラム（ジョブガイダンス・移行トレーニング）の継続
- ・ 職場体験実習の提供
- ・ 求職活動の支援

4. 関係機関とのネットワークを構築し、連携充実を目指す

(1) 家族や関係機関との必要に応じた連携

(2) 他機関、他事業所との役割分担

- ・ 障害福祉サービス、保健医療サービス、その他福祉サービスとの連携、役割分担の中で利用者の地域生活を幅広くサポートできる体制を築いていく

5. 職員の知識や技術向上を目指す

(1) 職員の援助技術向上、情報の共有

- ・ 個別支援への対応力向上のための積極的な研修参加
SST 研修 発達障害研修 虐待防止・権利擁護研修 就労支援研修等
- ・ 所内研修の実施（個人情報保護、苦情対応等）
- ・ 虐待防止のためのチェックリスト

- ・ 職員間コミュニケーション内容の充実、情報・課題の共有
- (2) 職員の働きやすい職場づくり
- ・ 職員の業務管理
 - ・ 休憩時間の確保

6. 利用者全体ミーティングの実施

- ・ 月1回の全体ミーティングで利用者から出された課題や行事の企画希望などを事業に反映

7. レクリエーション・行事の実施

- ・ 花見、バーベキュー、クリスマス会
- ・ 宿泊研修の実施（事前アンケートの実施）

8. 健康管理

- ・ 世田谷区基本健康診断の受診（39歳以下の方）
- ・ 特定健康診査の受診（40歳以上の方）
- ・ 健康意識を高めるための情報提供、提案

9. 安全管理

- ・ 年2回、防災訓練の実施
- ・ 防犯訓練の実施

10. 利用者向け勉強会

- ・ 防災勉強会の開催
- ・ 虐待防止

11. 広報活動

- ・ 事業所ホームページの更新

12. 実習生受け入れ

- ・ 日本福祉教育専門学校（精神保健福祉士養成学科等）
- ・ 駒澤大学（精神保健福祉援助実習）
- ・ 東京医科歯科大学（医学部保健衛生学科看護学専攻・精神看護実習）
- ・ 日本赤十字看護大学（精神保健看護学実習）
- ・ 慶應義塾大学（看護医療学部）

相談室なびお

概要

平成 29 年 12 月から開始した社会福祉法人 擢の指定特定相談支援事業は週 5 日開所、専従相談員 1 名体制で実施してきました。現在 50 名の利用契約を結んだ方たちの相談支援活動に取り組んでいます。

平成 30 年度には大幅な報酬改定があり、事業活動内容に応じた加算方式になっています。精神関係で大きな特徴点は、地域移行支援から地域定着支援（病院から地域生活移行への一連の支援活動加算）があります。また基本的な相談支援では、利用者の現状を共有し、支援の有効な連携をはかるための「サービス担当者会議実施加算」や、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成についての「サービス提供時モニタリング加算」などがあります。また、行動障害や医療的ケア児に対する支援など、障害の内容も多岐にわたり、その中には、当該事業に取り組むために必要な専門性を高めるための研修を受けなければならないものもあります。これらの加算を有効に使いながら経営的に還元していくためには相談室体制の充実が必要であり、それでも現状の報酬内容では収益的に難しいのが現状です。平成 30 年度には地域移行促進事業の研修を受講しましたが、実際に取り組むためには、相談室の体制整備が必要であり今後の課題です。

31 年度は現在の約 50 名の利用者の支援を継続したうえで、新規利用者については、どういう人たちに対象を絞っていくか、新しい加算事業に取り組めるかどうかを検討しながら取り組んでいきたいと思えます。

また、一人一人の相談支援から見えてくるもの、例えば「8050 問題」、介護サービスとの連携、家族への支援、成年後見制度や権利擁護事業等の社会制度・サービスのリンクなどにも引き続き考慮しながら利用者が安心して地域で暮らしていけるよう取り組んでいきます。

<取り組み課題>

相談室の開所日の変更—相談支援活動の効率化のために開所日数を週 5 日から週 4 日（火、水、木、金）とします。

相談員の研修受講（年 1 回以上）

関係機関の連携強化と、支援に必要な新しい社会資源の発掘